

# 1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 19 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 19 年 9 月 26 日

午後 1 時 30 分開議

於 議 場

日程第 1 要望の審査報告について (要望第 3 号)

追加日程第 1 意見書案第 5 号 重度心身障害児 (者) 医療費補助事業において助成対象除外の 65 歳以上新規人工透析導入患者に同制度の適用を求める意見書の提出について

日程第 2 議案第 109 号 平成 18 年度有田川町水道事業会計決算の認定について

日程第 3 議案第 83 号 平成 19 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算

日程第 4 議案第 84 号 平成 19 年度有田川町一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 5 議案第 85 号 平成 19 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 6 議案第 86 号 平成 19 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 7 議案第 87 号 平成 19 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 88 号 平成 19 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 9 議案第 89 号 平成 19 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 10 議案第 90 号 平成 19 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 11 議案第 91 号 平成 19 年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 12 議案第 111 号 有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

日程第 13 議案第 112 号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 113 号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 114 号 政治倫理の確立のための有田川町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第115号 郵政民営化等の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について
- 日程第17 議案第116号 有田川町合併地域振興基金条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第18 議案第117号 有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第19 議案第118号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第20 議案第122号 紀勢線藤並駅乗降場延伸工事に関する協定締結につ  
いて
- 日程第21 議案第123号 町営土地改良事業の施行について
- 日程第22 議案第124号 第1次有田川町長期総合計画【基本構想】の策定に  
ついて
- 日程第23 議案第125号 平成19年度 基盤整備促進事業 大谷農道新設（2  
号農道－4）工事請負契約について
- 追加日程第2 議員定数条例に関する特別委員会の設置及び付託について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件
- 日程第25 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件
- 日程第26 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件
- 日程第27 議員派遣の件

## 2 出席議員は次のとおりである（25名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
6番	細東正明	7番	田中良知
8番	岡省吾	9番	前勢利夫
10番	湊正剛	11番	佐々木裕哲
12番	森本明	13番	横畑龍彦
14番	殿井堯	15番	浦博善
16番	林道種	17番	坂上東洋士
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中西正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
24番	大岡憲治	25番	橋爪弘典
26番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 東 武 史

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

12番 森 本 明 16番 林 道 種

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一郎	会 計 課 長	浜 田 文 男
総 務 課 長	須佐見 政 人	企画財政課長	山 崎 正 行
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	片 畑 昌 宙
福 祉 課 長	東 敏 雄	環境衛生課長	河 島 一 昭
住 民 課 長	星 田 仁 志	税 務 課 長	赤 井 康 彦
情報管理課長	水 口 克 將	建 設 課 長	中 西 一 雄
産 業 課 長	中 島 詳 裕	地籍調査課長	下 西 隆 雄
水 道 課 長	山 本 満寿典	下 水 道 課 長	中 井 勇
教育委員長	鈴 間 稔	教 育 長	楠 木 茂
学校教育課長	岩 本 良 憲	社会教育課長	平 内 竹 信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 本 下 浩 久 書 記 池 尻 ひろ子

## 8 議事の経過

開議 13時26分

### ○議長（亀井次男）

5番、東武史君から欠席の届出がありましたので、ご報告します。  
ただいまの出席議員は、25名であります。  
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。  
本日の説明員は、町長ほか21名であります。  
また、本日、町長から1件の議案が提出されております。  
お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第23、議案第125号、平成19年度基盤整備促進事業大谷農道新設2号農道－4工事請負契約についてを先に議題にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第23、議案第125号、平成19年度基盤整備促進事業大谷農道新設2号農道－4工事請負契約についてを先に議題とすることに決定しました。

…………… 日程第23 議案第125号 ……………

### ○議長（亀井次男）

日程第23、議案第125号、平成19年度基盤整備促進事業大谷農道新設2号農道－4工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

### ○町長（中山正隆）

それでは、ただいま追加上程されました議案第125号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第125号は、平成19年度基盤整備促進事業大谷農道新設2号農道－4工事請負契約についてであります。

平成19年度基盤整備促進事業大谷農道新設2号農道－4工事（大谷地内）を施工するため、平成19年9月20日、8業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町大字長田314、株式会社小林組、代表取締役小林芳孝氏が8,851万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

以上で追加議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願いします。

~~~~~

休憩 13時30分

再開 15時10分

~~~~~

…………… 日程第1 要望の審査報告について（要望第3号） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第1、要望の審査報告についてを議題とします。

要望第3号として、重度心身障害児（者）医療費補助金事業において対象除外の65歳以上新規透析導入患者に同制度の適用を求める意見書の提出を求める要望が、本定例会第1日目において、住民福祉常任委員会に付託されています。

この件について、住民福祉常任委員長から、審査の経過及び結果について、報告を求めます。

住民福祉常任委員長、佐々木君。

○住民福祉常任委員長（佐々木裕哲）

ただいま、議長より報告を求められましたので、ご報告いたします。

委員長報告を行います。

要望第3号、重度心身障害児（者）医療費補助金事業において対象除外の65歳以上新規透析導入患者に同制度の適用を求める意見書の提出を求める要望が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されました。この件につきまして、9月13日委員会を開き、内容等について慎重審査をいたしました。その結果、全会一致で採択することに決定しました。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

ただいま、住民福祉常任委員長から報告がありました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この要望に対する委員長の報告は、採択です。

この要望は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は、採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時13分

再開 15時14分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま、お手元に配布のとおり、重度心身障害児（者）医療費補助事業において助成対象除外の65歳以上新規人工透析導入患者に同制度の適用を求める意見書案が、提出者11番議員、賛成者18番議員ほか6人から提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1、意見書案第5号として、直ちに議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件を日程に追加し、追加日程第1、意見書案第5号として、直ちに議題にすることに決定しました。

○議長（亀井次男）

追加日程第1、意見書案第5号、重度心身障害児（者）医療費補助事業において助成対象除外の65歳以上新規人工透析導入患者に同制度の適用を求める意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案について、11番議員より提案理由の説明を求めます。

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

意見書案第5号、重度心身障害児（者）医療費補助事業において助成対象除外の65歳以上新規人工透析導入患者に同制度の適用を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

お手元に配布の意見書案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

重度心身障害児（者）医療費補助事業において助成対象除外の65歳以上新規人工透析導入患者に同制度の適用を求める意見書（案）。

重度心身障害児（者）医療費補助事業による助成制度は、重度心身障害児（者）の方々が、その重度障害のため安定した所得の確保が困難であるとの観点から、安心して医療を受けることができるようにとの趣旨で、昭和50年度から、和歌山県と市町村が実施している制度である。

近年の高齢化により対象者が増加し、並行して医療費も増え続け、当町においてもその財源の確保に苦慮しているところである。

そんな中、若年で重度心身障害者となった人との生活基盤の状況等に違いがあること、及び老人保健法に基づく他の医療制度により、一定の助成があることを勘案して県要綱が改正され、平成18年8月から、65歳以上で新規人工透析導入該当者は、本助成制度の対象から除外されることとなった。

しかしながら、長期にわたり継続的に加療を要する人工透析患者の、将来にわたる医療費負担への不安は否めず、これらの障害者にとって、安心して医療を受けられる体制を維持する措置を講じられるよう再考されたく要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日、和歌山県有田川町議会。

なお、提出先につきましては、和歌山県知事であります。

十分にご審議いただき、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（亀井次男）

ただいま、11番議員の提案理由の説明がありました。

これより、意見書案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

したがって、本意見書案は、原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第2 議案第109号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、議案第109号、平成18年度有田川町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本決算認定については、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、森谷君。

○決算審査特別委員長（森谷信哉）

議長から決算審査特別委員会の結果報告を求められましたので、報告いたします。

平成18年度有田川町水道事業会計決算審査報告。

去る9月11日の本会議で付託されておりました議案第109号、平成18年度有田川町水道事業会計決算の認定の件について、9月14日に委員会を開催し、説明員として水道課長ほか課員2名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

平成18年度決算の概要につきましては、給水人口は15,166人で、近年は微増で推移しています。給水件数は78件増加し、対前年比1.5%増となりましたが、給水収益につきましては、湯浅分水への配水量が20万8,000立方メートルと、対前年比56.6%の減になり、全体の有収水量は前年度に比べ27万5,000平方メートル減少し、対前年度比11.2%の減になっています。その結果、給水収益全体では2,300万円の減少となり、対前年度比6.5%の減となりました。

18年度収支状況は、当年度純利益として8,900万円の黒字であり、前

年度の繰越利益剰余金を加算すると1億2,100万円の利益剰余金が生じ、黒字決算となりました。資本的な事業については、支出に対し収入が不足しますので、利益剰余金及び積立金等で補填しています。営業収支の内訳については、給水収益等が前年度より減額となりましたが、営業費用も前年度より削減しており、関係職員の営業努力が認められます。

また、利益剰余金処分として、減債積立金500万円と建設改良積立金9,000万円を計上しています。

平成18年度企業債償還金は、元利あわせて7,100万円でした。18年度末の企業債未償還残高は12億700万円と、昨年度に比べ4,600万円程度増額となりましたが、これについては、3,400万円の元金償還を行ったが、送水管整備事業関係の地方債を8,000万円借り入れしたためであります。

次に、経営分析をみますと、有収率は81.2%と対前年比マイナス1.1%と経営効率としては低い水準でありましたが、漏水調査及び改修により、現在では約88%の水準まで回復しており、引き続き高い水準を維持するよう要請しております。

また、水質については、住民の生命、健康に直結したものでありますので、衛生の確保につきましては、万全の対応を要請しました。

次に、未収金についてですが、過年度の水道料金については、細心の注意を払いながら、毅然とした態度で未収金回収のために給水停止を含め、積極的な対応で臨んでいただきたく思います。

また、償還中の企業債の中には高利率のものがあり、借り換えや繰上償還など、企業会計における財政健全化への取り組みについても努力を願いたいと思います。

最後に、供用開始後32年が経過し、老朽施設の改修や震災対策、下水道事業や阪和道4車線化に伴う水道管布設がえ等、今後多額の費用が発生する見込みであることから、経済性を高めた企業努力をお願いし、今後とも関係町民が安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを職員の皆さまにお願い申し上げ、審査の経過及び結果といたします。

以上、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、よろしくご審査の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

…………… 日程第3 議案第83号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、議案第83号、平成19年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第4 議案第84号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第84号、平成19年度有田川町一般会計補正予算第3号を

議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、田中君。

○7番（田中良知）

ちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

有害鳥獣の捕獲についてですけども、だいたい今までの被害総額。これはもう当然推定になると思うんですけども。それと、実績等について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

産業課長、中島君。

○産業課長（中島詳裕）

お答えさせていただきます。

18年度の捕獲頭数から、まずご報告させていただきます。

猿で47頭、イノシシ、銃器による捕獲が138頭、おりによる捕獲が57頭、シカで49、ウサギで33羽、アライグマ3匹です。

それで19年度ですが、9月初め、本猟期が11月1日からということで、この9月末をもちまして現在の有害駆除の期間が切れるわけなんです、被害等も相当みられますので、10月いっぱいまで、あと1カ月間、駆除期間を設けたいと考えております。

それで、9月初旬の集計をご報告させていただきます。

猿で68、イノシシで101頭——これは銃による捕獲数です。おりで34匹、シカが124頭、ウサギが23匹、アライグマが1匹となっています。

これを町の鳥獣害の捕獲報償の規定に照らし合わせますと、県の補助金と入れまして、397万8,000円になります。現在、予算的には352万5,000円しかおいておりません。今後、この10月いっぱいの捕獲頭数等が、だいたい12月で一応、猟友会の方々にご報告いただくようになっております。それを受けまして、適正な予算措置も考えてまいりたいと思っております。

それと、まだ19年度の被害状況、要するに被害額、被害面積等については、きちっと集計をしておりませんが、ちなみに18年度では、被害面積174ヘクタール、被害量が果樹、野菜全部含めてですが128トン、被害金額で2,193万6,000円ということで、県の方へ報告させていただいております。

以上です。

○議長（亀井次男）

7番、田中君。

○7番（田中良知）

これをなぜ聞くかという、今回の補正に増額が載ってないと思いますので

質問させてもらったのですが。被害で約2,000万以上、県下でもう、はるかに1億を突破しているという状況の中で、この9月から有田川町でも、特に吉備・金屋の極早生等の被害が、相当な額になるんじゃないかと思っております。そういった中で、今後、奨励金というんですか、その増額等は、町長、予定されておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

今、産業課長から、18年度の捕獲実績と19年度の9月までの実績報告をさせていただきました。

9月までで、実は思っていたよりオーバーしている現状であります。ただ、清水地区あるいは金屋地区を回らせていただくと、非常にイノシシ、猿、そういった鳥獣害の被害がもろに出ているということで、非常に強い要望がありまして、10月からも引き続きこの補助金を出していきたいと思っております。

それで皆さん方にも、今度は12月補正をお願いをして、これも続けて補助金を出す方向で進めていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

18番の楠部でございます。

今回の補正予算について、質疑を行いたいと思っております。

29ページですけれども、保育所用地造成事業として2,730万、それから物件補償200万等補正されております。これにつきましては、33ページにあります山村振興対策事業が、保育園の造成事業で国の予算が対象からはずれたということで、予算の組み替えというんですか、当初、議会では埋め立て工事——これは福祉課、山村振興対策事業として6,000万余りが建設課で予算が計上されておりましたんですけれども、このうち山村振興対策事業が全部認められなかったと、今回補正されております。

第3保育園の改築等につきましては、特に私の地元でございます、大変ありがとうございました。感謝をしているところでございますけれども、完成までには当初は20年ということございましたけれども、1年遅れの21年度完成ということで、たいへん感謝しているところなんですけれども。

3月の一般質問、前々回もさせてもらいましたけれども、埋め立て用の土につきましては、町長さんの方で、長峰トンネルの土を活用して妙見池を埋め立

てしたいと、5,000平米余りを改良区とも協議した中で了解をいただいておりますことで、大変感謝しているわけなんです。その交渉中ということでございますけれども、一般質問でも町長さんが答弁してくれてましたように、水が9月いっぱい要ると。その水をなくしてしまっって、10月中旬ぐらいからかかれるんではないかというふうな答弁でございました。そのときにも、あそこのトンネルの土は、ちょうど石がずっと出ているし、埋め立てには最適であるんで、ぜひともあそこの土を、ということでございました。

また、地元の改築委員会に町から出張してくださったときにも、424号の修理川のバイパスもトンネルを掘るが、トンネルの土は排水もよいので、時期的にはどちらか早く決定してほしいということでございました。

土については、もう交渉からだいぶ経過しておりますので、どこの土で出せるか、町長さんの交渉がどのようになっているのか。一刻も早くその決断をお願いできたら。まあ相手もありますんで、あれですけども。それが1点。

それから、埋めるにつきましては、妙見池を東側の深い方をいけるということに決定しております。この上に第3保育所を建設するというところでございますけれども、いけるその廃土はいいと思うんですが、池と言うたら底にヘドロのようなものがありますけれども、これをどうするのか。この前、地元の委員会との話し合いの中では、まだ決定していないようで、町で検討するというところでございましたけれども、そのままいけてもいいのかどうかということ。

今、有田川町になっていきます明恵のグランドも池を埋め立てたんですけれども、コンクリートをねって固めてグランドにしたわけなんです。もちろん、今の石垣小学校にしても、池を埋め立てて、この鉄骨というかコンクリ管を入れて、岩<sup>がん</sup>まで打ち込んでやるので固まると思いますけれども。その下の部分、そのままにしたら、やっぱりあかんと思うんやけども。下のヘドロを取って<sup>しゅんせつ</sup>浚渫するのか、そのままいけるのか、固めてあれするのか。岩<sup>がん</sup>までは打ち込むとしても、そのへん液状化というんかな。神戸であれくらいコンクリ張った下でも、その埋め立てたところでは液状化になって、コンクリがふにゃふにゃになってしまったと。まあ、そういうことにもなりかねないということも考えられるんですけども。それでヘドロをどうするんかなあと、私、地元区としても心配しているようなわけです。

もう今回、予算化して、入札もしなくてはいかんと思いますけれども、それが決まってくると、あの造成にかかるということになるろうかと。その点まだちょっと2点が分かりませんので、決まっておりましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、2点ばかりお願いいたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず埋め立てですけれども、間もなく水の要らない時期がくるということで、埋め立てする前にまだ若干、石垣とか工事しなくてはいけないところがあると思います。この埋め立ての土については、トンネルの土が最適違うのかと。上の方は、また新しい土も要ると思いますけれども、トンネルの土が最適であろうということで、実は公団の方にも話はさせていただいています。

それで、いつからということはないんですけれども、先日も、8月の初めでしたか、今だったらすぐ埋めてあげると言うてくれたんですが、今は、やったら水がいっぱいであかんと。どこかへ置いといたらいいんじゃないかという話もあったけど、置いとけば、また要らない費用もかかるということで、もう一回時期をみて伺いをしますということで、話は終わっています。

ただ、トンネルの廃土については、山田山に捨てるという契約書を県と交わしているそうであります。ここらへんも今後、詰めていかなければならないので、すぐというふうにはいかないと思います。できるだけあの土で下の方は埋められるように、渇水期というか、要らない時期を見計らって、その前にもう一回、公団と交渉していきたいと思います。

それから、ヘドロの対応についてでありますけれども、どれくらいあるのか、あるいは今の建築工法からして、そのまま埋めていけるのか、いけないのか、そこらへんも検討しながら、今後、対応を考えていきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

私も議案第84号について質疑をさせていただきます。

2点ばかり伺います。

まず第1点目は、歳出の19ページですが、一般管理費の臨時雇賃金40万円を減額して、自動車運転業務委託料に振りかえています。これは、清水マイクロバスの運転の委託料だと思いますけれども。そこで第1点目として、これは業者に運転業務を委託することでもいいのか。そうだとしますと、該当するいくつかの町内業者を呼んで決めたのかどうか。そうでなかったとすれば、どういう理由でそうなったのか、ご説明をいただきたいと思います。

2つ目に、現運転手2人おられると思いますが、こういう方々も、その委託先にこれまでと同じ条件で雇用されることになるのかどうか。これが2点目。

3つ目は、予算も今までの範囲内でいけるのかどうか。この点3つ、まず。

それから、2つ目に質疑する点は、41ページの都市計画総務費の負担金補助及び交付金に、今回も一般質問させていただきましたが、藤並駅改築負担金の予算化されています。ここで第1点目として、再度伺いますが、町長に。この延伸部分の工事費予算はですね、私はやっぱりJRと再協議してほしいということで再度伺います。

2点目、もう1つは、この財源なんですけど、地域振興基金を充てるというふうに聞いています。この地域振興基金というのは3億余りありますが、これを使うに当たっては、計画書を県へ出して、県からのOKをもらって、出していくということになります。しかし、その計画書もまだきちっと決まっていないということもお聞きしておりますが、その点から言いますと、こういう地域振興基金の使い方もどうなのかということをお心配するわけです。

その2点で、以上、質疑といたします。

○議長（亀井次男）

清水行政局長、保田君。

○清水行政局長（保田永一郎）

19ページの賃金マイナス40万、それから委託料のプラス40万、これについて説明申し上げます。

まず1つ目は、業者に対して委託するののかという質疑でありますけども、業者に委託するものです。今までは個人の方に委託しておりました。今後は、公用バスという性格上、業務に対する責任の所在等、いろいろな面で法人と契約する方が好ましいであろうということで、契約するものです。

それから、今までの2人の運転手さんのことですが、今までの条件にできるだけ見合った条件でそちらの委託先へ雇っていただけるように協議中です。

それから、発注先の件ですが、現在、吉備庁舎の赤バスを委託している会社へお願いする予定であります。

以上です。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時43分

再開 15時44分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開します。

答弁もれの答弁をお願いします。

○清水行政局長（保田永一郎）

町内には、ほかにもたくさんあるんですけども、とりあえず今、赤バスを契約しておるところが一番信頼できるんかということで、そこでもう随契ということで進めています。

○議長（亀井次男）

企画財政課長、山崎君。

○企画財政課長（山崎正行）

お答えします。

ホームの延伸の金額に充当いたしております地域振興基金につきましては、市町村合併支援特例交付金といたしまして、県からの補助金として基金化したものでございます。これについては、あらかじめ県の方へどういう用途で使用するという計画を提出をいたしております。そういう意味合いの中で適正に充当するというところでございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

この間の一般質問でお答えしたとおりであります。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

町長の姿勢は変わらないということですが、後で討論で何しますけども。

最初に質疑させていただいたバスの委託の問題ですけどね、赤バスを請け負っている業者しか信頼できない会社なんですかね。今の答弁はおかしいと思うんですよ。

ある業者に聞いたら、そういう話すらなかったと。やっぱり、どこに決めるにしろ、初めから、ここという決め方じゃなくて、やはり、町内の業者を呼んで、そこで適正な業者に落としていくというやり方が当たり前じゃないですか。これは、なぜ再考できないんですか。こういうやり方だと、今後どうなるんですかね。その点明確にさせていただかないとだめだと思います。いかがですか。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時47分

再開 15時48分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開します。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

今、増谷議員さんご指摘いただいたことについては、この予算を認めていただければですね、もう一回、再考させていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

——ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

私、今回の84号の一般会計補正予算について、1点だけの理由で反対討論とさせていただきます。

といいますと、先ほどの町長さんの答弁にもありましたように、今回の特急停車の延長ホームの予算についてであります。私も指摘させていただきましたが、9両編成の停車というのは、月平均でいうと、まず2回ぐらいの回数にしかならないという点。それから、ホームのかさ上げは当然必要になってきますから、これはいいと思います。

しかし、こういうかたちで進めていくと、今後心配されることが出てきます。いろんな条件で手直しをしなければならない点とか、また、今日もいろいろ出ていきましたけども、駅名を変更するとなると、最低でも5,000万から1億要ると聞きます。大津市の市議会では、JRの駅名、2つの駅名を変更するのに1億3,000万円も要するというので、議会も紛糾しているそうですが、やはりこういう点でも、たくさんの財源が必要になってくるという点が十分に容易に察せられるという点。

それから、せめてその延伸部分については、やはりJRと協議する姿勢に立っていただきたかったと。町は、駅の整備で今後乗降客を1.7倍化、また観光客数を1.2倍化見込んでいるということは、それだけJRに利益を生んでいくことになりますから、今後のことを考えれば十分採算が合ってくるのではないかという理由から、私はこの1点につき反対の討論とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第5 議案第85号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第85号、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第6 議案第86号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第86号、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第7 議案第87号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第87号、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計補正  
予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第8 議案第88号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第8、議案第88号、平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計  
補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 9 議案第 8 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、議案第 8 9 号、平成 1 9 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 0 議案第 9 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 0、議案第 9 0 号、平成 1 9 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 1 議案第 9 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 1、議案第 9 1 号、平成 1 9 年度有田川町水道事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 2 議案第 1 1 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 2、議案第 1 1 1 号、有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 3 議案第 1 1 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 1 1 2 号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 4 議案第 1 1 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 1 1 3 号、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 5 議案第 1 1 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 5、議案第 1 1 4 号、政治倫理の確立のための有田川町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 6 議案第 1 1 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 6、議案第 1 1 5 号、郵政民営化等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 7 議案第 1 1 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 7、議案第 1 1 6 号、有田川町合併地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第18 議案第117号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第18、議案第117号、有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第19 議案第118号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第19、議案第118号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 20 議案第 122 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 20、議案第 122 号、紀勢線藤並駅乗降場延伸工事に関する協定締結についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 21 議案第 123 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 21、議案第 123 号、町営土地改良事業の施行についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 2 2 議案第 1 2 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 2、議案第 1 2 4 号、第 1 次有田川町長期総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

2 番、増谷、議案第 1 2 4 号について質疑をさせていただきます。

今回の第 1 次長期総合計画案の構想の中を見ていますと、まず私は重視したいのが、アンケートの結果であります。これを見ていきますと、やはり町内で住んで、特に、若い方が住んで働ける環境づくり、それから、子育てができる支援策、それから高齢者を含めて医療体制の充実を望む声が多いと見受けられます。

こういうことから言いますと、これをもとにして前期基本計画案参考資料も見せていただきましたが、この中には数値目標として出されていますが、その数値目標から言いますと、今言った点での対策、目標値があいまいにされているのではないかと、というふうな心配します。

特に、若い方が住んで働ける環境づくりと医療福祉対策、それから子育て支援策について、今後どのように具体化されていくのか、見通しを伺っておきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員おっしゃるとおり、有田川町、若者が快適に住めるまち、それと今後そのためにも、やっぱり子育て支援というのは、いろんな方面から非常に大事な策だと思います。この長期総合計画に沿ったかたちですね、今後これを実行していく上でいろんな検討を入れながら、若者が働きやすい有田川町、ま

た子育てのしやすい有田川町を目指して頑張っていきたいと思います。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

という決意でありますので、そういうことを表した数値目標をぜひ設定して  
いただくよう求めておきたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第23 議案第125号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第23、議案第125号、平成19年度基盤整備促進事業大谷農道新設  
2号農道－4工事請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

この際、議員定数条例に関する特別委員会の設置及び付託についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、この議員定数条例に関する特別委員会の設置及び付託についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題にすることに決定いたしました。

…………… 追加日程第2 議員定数条例に関する特別委員会の設置 ……………  
及び付託について

○議長（亀井次男）

追加日程第2、議員定数条例に関する特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

本件については、25名の委員で構成する議員定数条例に関する特別委員会を設置し、これに付託して、議員定数を検討することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、25名の委員で構成する議員定数条例に関する特別委員会を設置し、これに付託して、議員定数を検討することに決定しました。

…………… 議員定数条例に関する特別委員会の委員の選任 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

ただいま設置されました、議員定数条例に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

では、議長において、1番、尾上武男君、2番、増谷憲君、3番、堀江眞智子さん、5番、東武史君、6番、細東正明君、7番、田中良知君、8番、岡省吾君、9番、前勢利夫君、10番、湊正剛君、11番、佐々木裕哲君、12番、森本明君、13番、横畑龍彦君、14番、殿井堯君、15番、浦博善君、16番、林道種君、17番、坂上東洋士君、18番、楠部重計君、19番、新家弘君、20番、西弘義君、21番、中西正門君、22番、中山進君、23番、竹本和泰君、24番、大岡憲治君、25番、橋爪弘典君、26番、森谷信哉君を指名いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した25名の方を、議員定数条例に関する特別委員会の委員に選任することに決定しました。

続きまして、正副委員長互選の結果をご報告します。

先ほど選任されました議員定数条例に関する特別委員会より、正副委員長について、互選された結果の報告を受けています。

委員長に16番、林道種君、副委員長に22番、中山進君が選任されておりますので、ご報告します。

…………… 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 2 5 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の ……………  
継続調査とする件

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 2 6 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、各特別委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各特別委員会の委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました各特別委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 27 議員派遣の件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 27、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第 120 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いた  
したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。

よろしく申し上げます。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成 19 年第 3 回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 16 時 10 分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

有田川町議会議長 亀井次男

12番議員 森本明

16番議員 林道種